

「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2035～（案）」に対する御意見の概要及び県の考え方

第1章 はじめに

1-3 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
1	P6	1 住宅の耐震化の現状	本文の6ページの建築40年を超えて老朽化により除却を選択する所有者が増えていますという記述は、愛知県民の現実を表現しきれていない文章なのではないでしょうか。現実には、老朽化により除却を選択する人や旧耐震住宅の所有者である親の死亡などの相続によって除却を選択する人も増えていますと追加加筆すべきだと思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
2	P6	1 住宅の耐震化の現状	除却費補助件数が大幅に増えた理由には、除却工事を行なう業者が客に宣伝している側面もあると思います。リサイクル法の施工によって、解体や除却の費用は高額化しています。自宅の除却や解体を、愛知県内の低所得高齢者が生存中には選択できない場合も物価高の中で増えています。どうして愛知県は、生存中には、除却が選択できない層もいることを書いていないのでしょうか。令和の時代には、生存中は自宅の解体や除却を選択できない人もいますので、社会情勢の変化にも注視していくべきと追記したほうが良いと思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	P6	1 住宅の耐震化の現状	愛知県は、今回の耐震改修促進計画において、モデルケースとして、愛知県内での平均的な旧耐震住宅の除却や解体費用の費用総額も紹介すべきだったのではないのでしょうか。今の除却補助の金額では、本当に資金がない人は行動出来ない場合もあります。それから、除却費用が捻出できないことで放置されて、老朽危険空き家になっている場合もあるのではないのでしょうか。愛知県は除却補助金の宣伝を単純にするのではなくて、社会的な変化や物価高や、法的なりサイクル費用の高額化の中で取り残されている人がいることについても、耐震改修促進計画法の中で追記すべきではないのでしょうか。	所有者への補助額は県の補助上限額以下で設定している市町村がほとんどでありますので、御懸念の内容を踏まえ啓発を行ってまいります。
4	P9	2 耐震診断義務付け建築物（2）要安全確認計画に記載建築物の耐震化の現状 イ 通行障害既存耐震不適格建築物	補助金制度がわかりにくい。共同住宅など用途別にモデルケースと補助金額の算出計算式を示してほしい。（テレビで著名な学識経験者がこの補助制度のことをマンション理事長と話しているを見て初めて知った。周知に努力すべき）。	県や市町村から所有者に対し、補助制度案内や専門家による相談案内など、DMや戸別訪問等にて情報提供しております。
5	P10	3 住宅・建築物の耐震化の課題	⑦国土交通省職員からも支援を求めるべきである。国土交通省職員の県への出向が必要。	国土交通省とは適宜情報交換をしながら耐震化施策に取り組んでおります。

6	P11	3 住宅・建築物の耐震化の課題	11ページ掲載の住宅の耐震化の課題についての表については、問題点の掘り起こしが足りていないと思います。愛知県の建築士の中には、客から依頼されても耐震改修の業務は出来ませんと断っている人もいます。そうなった理由の1つは、愛知県内の自治体の耐震改修補助金の平均が近隣県に比べて低いことや、愛知県が2千年までのグレーゾーン住宅の耐震改修補助を開始しないことなどの複数要因がある。1件当たりの三重県の耐震改修補助金や長野県の耐震改修補助金モデルケースは150万で、石川県の耐震改修補助金や徳島県の耐震改修補助金のモデルケースは、さらに上の2百万となっている。それは、国費と県費と市費合計ですが、それだけの差があります。これらの差額の問題は、愛知県が莫大な税金を投入したアジア大会の費用を圧縮できていれば解決できた問題です。愛知県の今後の予算配分を、耐震化に手厚いものにしていく宣言を、今回の耐震改修促進計画の中に追記することを検討してください。	本県の耐震改修費補助について、補助限度額は他県に比べ低い場合もありますが、改修実績としては多いので、金額だけに固執せず、改修へ移行する所有者が増えるよう普及・啓発に努めていきます。
7	P11	3 住宅・建築物の耐震化の課題	11ページ掲載の住宅耐震化の課題について、愛知県内の耐震化の補助実績は横ばいと書かれているが、これは正確ではないと思います。一宮市や弥富市では耐震補助実績は横ばいではなくて、長期的な20年間を見れば下降しているのではないのでしょうか。今回の文章では、愛知県内の自治体の補助実績は、やや上向きになってきた自治体と、横ばいの自治体と、低迷している自治体の3パターンがあると丁寧に追記したほうが良いと思います。愛知県の弥富市や蟹江町は、耐震改修の補助実績が年間で、1件しかない場合もあるのだから、横ばいという表現では現実的な事実を表現できていないと思います。	県内市町村ごとの状況については各市町村の耐震改修促進計画で言及すべきと考えております。
8	P11	3 住宅・建築物の耐震化の課題	対象に「大学、学識経験者」を加えるべき。行政職員等の耐震化に対する知識、技術力の維持が難しいのであればそうすべきである。常に県民の安全を考えている名大福和名誉教授のような学識経験者を県顧問として迎い入れるべき。	本県では、福和名誉教授にも御協力をいただき、産学官が連携した協議会等において、行政職員や事業者等の技術力の維持・向上に努めていきます。

第2章 計画の基本的事項

2-3 対象建築物

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
9	P12	—	本文12ページの新しい耐震改修促進計画の計画の基本的な事項について、文章内容が薄いと思いました。新たな計画期間を10年とすると書かれているのに、何故、令和8年から開始される愛知県の耐震診断補助の拡充（西暦2千年までに建設された木造住宅に無料診断）を開始が書かれていないのでしょうか。	第2章では計画の対象を、第4章では対象となる住宅・建築物に対する施策、取組を記載する構成となっております。 なお、2000年5月以前の耐震基準の木造住宅に対する取組については新計画に記載しております。 <新計画抜粋> 2 2000年5月以前の耐震基準の木造住宅の取組方針 (中略) 併せて、耐震性能検証法を実施した結果、「専門家による診断が必要」となった住宅に対しては、無料の耐震診断をはじめとした耐震化・減災化の促進に向けた取組を旧耐震基準の住宅と同様に実施していきます。

第3章 計画の方針

3-2 計画の目標

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
10	P22	住宅・建築物の耐震化の目標	本文22ページの計画の方針についての記述を読むと、住宅の倒壊等の時に巻き込まれずに、怪我をせずに動けることが重要だと書かれています。ならば、文章の説明を実現するために、愛知県は倒壊の物件が確認された2千年までの建築住宅の耐震改修補助を検討事項にすると追記するべきではないでしょうか。すでに、全国的には10以上の都県が2千年までの住宅に対して耐震改修補助の要綱をもっています。東京都、神奈川県、千葉県、山形県、青森県、和歌山県、徳島県、鳥取県、熊本県、宮城県などです。	2000年5月以前の新耐震基準の木造住宅に対する取組については新計画に記載しております。 <新計画抜粋> 2 2000年5月以前の新耐震基準の木造住宅の取組方針 (中略) 併せて、耐震性能検証法を実施した結果、「専門家による診断が必要」となった住宅に対しては、無料の耐震診断をはじめとした耐震化・減災化の促進に向けた取組を旧耐震基準の住宅と同様に実施していきます。
11	P23	住宅・建築物の耐震化の目標	「概ね解消」と記載されているが「概ね」とは何%なのか?目標は数字で示すべき。数字で示せない理由は?	耐震化は所有者の判断で行われるものであり、具体的な目標設定が困難であるため、「概ね解消」という表現としております。なお、「概ね解消」については、将来的には100%に近い状態を目指すことと考えております。

3-3 目標を達成するための新たな視点・強化する視点

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
12	P24	—	対象に大学も必要。⑧で「産官学民」と示されていることに矛盾するため。	本県では、産学官が連携した協議会において、所有者の負担を減らすため、安価な耐震改修工法の普及・啓発を図っていることを「産官学民」の連携と表現しております。

第4章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

4-1 耐震化及び減災化に向けた役割

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
13	P25	—	県の減災化に向けた役割としては災害時の初期対応が必要である。災害はいつ起こるかわからないため県管理職職員(残業代不要)が毎日交代で夜間宿直体制をとるべき。一秒でも早く対応し、県民を守るべきである。本気で減災化をするのであればこのようにしないと県民からはやる気が無いと思われる。儀式的にパブコメをするのであれば意味がない。	危機管理体制としては、夜間の宿日直を配備し、災害時の初動対応体制をとっております。
14	P25	—	出前講座は平日昼間のみでは意味が無い。またユーチューブでその講座を周知しないのか? 戸別訪問も平日昼間のみでは意味が無い。休日や夜間も行うべきである。	出前講座は平日は午後8時まで、土日祝日の開催も受付しております。当課の講座はペーパークラフトにて耐震化の効果を学んでいただいております。現時点でYoutube配信の予定はありません。

4-2 住宅の耐震化及び減災化の促進

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
15	P27	1 旧耐震基準の取組方針 (1) 耐震診断の促進	耐震診断員に行政職員も参加すべし。体制整備や適切な耐震診断が行われているかを把握するために必須である。	耐震診断員による耐震診断が適正に行われているかについては診断結果を建築関係団体や行政職員にて審査する体制を構築しております。
16	P27	1 旧耐震基準の取組方針 (2) 耐震補強設計の促進	技術者の養成以前に行政職員の技術力向上のほうが先では無いか？表4.2で示されている診断法を熟知して診断できる県職員の割合を示していただきたい。	耐震診断員や工事事業者等になりうる建築実務者の養成が優先と考えております。
17	P28	1 旧耐震基準の取組方針 (3) 耐震化・減災化に係る工事の促進 ② 「命を守る」ための減災化	28ページの耐震シェルターが安価だというメリットは事実ですが、なぜ逆のデメリット要素の記述の併記がないのでしょうか疑問です。巨大地震後に津波の到達時間が早い場所が多い高知県では、耐震シェルターは高知県の海岸線付近の地域では普及していません。巨大地震後に、津波がすぐに来襲する地点では、近隣住民は耐震シェルターの中で生存している人を救助する時間ありません。そのような場所は、耐震シェルターではなくて、津波対策も兼ねた津波シェルターでしか対応できません。愛知県は、地形的な要素を含めて耐震シェルターの説明をするべきではないでしょうか。安価という部分だけを強調するだけでは海岸線付近に住んでいる住民の命は守れないと思います。	御懸念の内容を含め、普及啓発に努めてまいります。
18	P28	1 旧耐震基準の取組方針 (3) 耐震化・減災化に係る工事の促進 ② 「命を守る」ための減災化	耐震シェルターについての説明文で、耐震シェルターの性能面での寿命や耐震シェルターの維持管理方法についての記述がないので追記を検討してください。	木組、鉄骨組など、耐震シェルター等の製品により異なり、一概に評価できないため、ご意見の内容の記述は見送らせていただきます。
19	P28	1 旧耐震基準の取組方針 (3) 耐震化・減災化に係る工事の促進 ② 「命を守る」ための減災化	猛暑の深夜においては、クーラーが故障した部屋や、クーラー（エアコン）が設置されていない状況の耐震シェルター内での就寝は高齢者が熱中症になる危険性があります。そうすると、耐震シェルターを設置しただけで安心するのではなくて、耐震シェルターと温度調整用のエアコンとの併用が重要になってきます。愛知県は、耐震シェルターの維持管理において、エアコンとの併用についても十分に熟慮する説明を追記すべきです。	御懸念の内容は耐震シェルター等の製品により状況が異なり、一概に評価できないため、ご意見の内容の記述は見送らせていただきます。
20	P30	1 旧耐震基準の取組方針 (4) 機会を捉えた耐震化・減災化の啓発 ① リフォームの機会を捉えた啓発	愛知県内には、善良なリフォーム業者も多いですが、逆に悪質なリフォーム業者もいます。特に、過去に倒産したリフォーム業者の顧客名簿を、転売業者から買い取って営業している場合もあり驚きです。愛知県内では、リフォーム専属業者が耐震改修事業者と連携できていない場合もあるので、それも耐震改修が伸び悩む理由の1つになっていると思います。愛知県は、県内の善良なリフォーム専門業者に対しても、耐震改修事業者との連携の提案や耐震の重要性を説明する説明会を検討したほうが良いと思います。福島県では耐震とリフォームを総合的に無料相談できる「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会」を立ち上げています。愛知県は、行政も事業者も縦割りの部分が多いです。愛知県は福島県の取り組みの良いところは参考にしたいと思っています。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
21	P30	1 旧耐震基準の取組方針 (4) 機会を捉えた耐震化・減災化の啓発 ① リフォームの機会を捉えた啓発	愛知県の耐震改修促進計画の中では、消費者が巻き込まれた除却のトラブルや、リフォームや耐震関連のトラブルについて書かれていません。愛知県は、住宅関連のトラブルについては、消費生活センターや国民生活センターや、住宅金融機構などにも丁寧に事例を聴き取ったほうがよいと思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

22	P30	<p>1 旧耐震基準の取組方針 (4) 機会を捉えた耐震化・減災化の啓発 ① リフォームの機会を捉えた啓発</p>	<p>耐震改修をしていない住宅に、太陽光パネルや高額な「エコキュート」が設置されている事例もあります。手持ちの資金の優先順位を決めるのは、住宅所有者ですが、愛知県の自治体の補助金については、環境やエネルギー関連の補助金を設置している自治体もあることから、市町村に対して、耐震部門と環境関連部門の連携強化を提案したほうが良いと思います。太陽光パネルを屋根に設置する前に、耐震診断補助を受けてみることを提案するなどの連携的な啓発も考えられると思います。</p>	<p>省エネ改修に関する補助金と合わせて耐震改修補助を行っている市町村もありますので、御懸念の内容を踏まえ、啓発を行っていきます。</p>
23	P30	<p>1 旧耐震基準の取組方針 (4) 機会を捉えた耐震化・減災化の啓発 ② 建替の促進</p>	<p>本文30ページの立替の促進について、立替の現実の阻害要因について言及されていないので追記を検討してください。昭和50年代から平成初期にかけては、道路幅4メートルのセットバックの確認において、住宅の門や塀を作る前に、自治体職員の検査を受けて納得させてから、門や塀を設置して道路幅を狭くする業者が多数いました。そうすると、現実の道路幅は3メートルを切っている場合もあります。そんな住宅は建替にしても、寝室ベットから2メートル以内の距離で車が通行するような事になって睡眠障害になる場合もあります。このような、睡眠障害が起きる可能性もあり立替を断念している場合や、4メートルのセットバック幅を、建替時期に確保できない既存不適格住宅の存在などを、愛知県は追記したほうが良いと思います。簡単に言えば、昭和50年代から愛知県内でも、土地が狭い狭小住宅や既存不適格の新築住宅が増加していました。特に、既存不適格については、建売業者の弁舌テクニックで自治体職員が丸め込まれている場合もありました。</p>	<p>建築基準法第42条第2項に該当する4m未満の道路については、建替時にセットバックが発生します。御懸念の内容は建替時の所有者の判断によるかと考えております。</p>
24	P30	<p>1 旧耐震基準の取組方針 (4) 機会を捉えた耐震化・減災化の啓発 ② 建替の促進</p>	<p>親が遺産として残した旧耐震住宅を引き継いだ人が、非正規の期間が長い氷河期世代のお子さんならば、彼らに立替の資金などは無い場合が多いと思います。愛知県の正社員の比率は、バブル崩壊以降は比率が減っています。氷河期世代の非正規の人々は、愛知県内で正社員の仕事を希望しながらも、正社員になれなかった場合もあります。今回の愛知県の耐震改修促進計画では、氷河期世代の人々の現状が繁栄されていません。日本の労働環境が変化したのだから、愛知県の労働環境も変化しています。愛知県は耐震改修促進計画の立替の記述において、労働環境の変化や氷河期世代の貯蓄金額の下降によっては、将来の愛知県の立替え比率や立替の予想件数が、想定以下になることもあり得ると追記しておくべきです。愛知県庁の職員にも非正規の人や臨時職員もいるのですから、将来の立替について楽観的な観測だけを紹介するのは避けて欲しかったです。可能な範囲で、愛知県の将来の立替の予測を記述してください。</p>	<p>ある属性世帯が建替する戸数の将来推計は困難であり、一概に評価できないため、ご意見の内容の記述は見送らせていただきます。</p>
25	P31	<p>1 旧耐震基準の取組方針 (5) 耐震化・減災化に係る費用負担軽減施策の展開</p>	<p>31ページの代理受領制度の普及啓発については、愛知県の説明が足りていません。きちんと、代理受領制度の理解が進んで耐震改修の件数が大幅に伸びた自治体の説明を、導入していない自治体に、もっと丁寧に説明するべきです。可能ならば、代理受領制度のメリットとして、初期費用の準備額が百万円以上軽減されることで、事業者と申請者の話し合いや合意までの期間が短縮されることで、工務店（事業者）の予定カレンダーの日程が埋めやすくなり、空白の余白が減ることで、1年間で多くの耐震改修工事を受注することも可能になっている事業者もいると紹介したらどうでしょうか。</p>	<p>代理受領制度を掲載したパンフレットについては今年度（2025年度）に作成しておりますので、次年度からはこちらも活用しながら啓発に努める予定です。</p>

26	P31	1 旧耐震基準の取組方針 (5) 耐震化・減災化に係る費用負担軽減施策の展開	<p>代理受領制度を導入していない愛知県内の自治体の中には、工事をする事業者（工務店）にとって、大きなリスクが発生する可能性のある請求書払い（見積書払い）を推進している自治体が残っています。高知県では、見積書払いから代理受領制度に変更を求めたことで、高知県の市町村の代理受領制度の導入率が百パーセントになりました。見積書払いは、民間企業では親しくない間柄では禁止になっている会社もあります。現在は、1銀行で1口座しかつくれませんから、見積書払いで振り込んだ市役所経由の補助金が、申請者の処理遅れによって、クレジット会社や公共料金の引き落としに使われてしまうこともあります。市役所の振り込んだ補助金と、申請者の手持ち金を合わせて、工事業者に早めに払うという方式の見積もり書払いは、キャッシュカードの暗証番号を漏れた場合にも、犯罪者に市役所の耐震補助金が流れるリスクがあります。愛知県内では、毎年のようにキャッシュカードの紛失から、口座の現金を引き出される被害が続いています。以上のことから、愛知県が、耐震改修の補助金の支払いについて、見積書払いを続けている自治体に対して、現状のリスクの説明と、今度の危機回避策として、早急な代理受領制度の導入を求めていることに私は危機感を感じています。クレジットカードの紛失や、悪徳業者によるクレジットカードデータのスキミング（読み取り）によっても、耐震改修工事を検討している申請者の口座から現金が引き出される場合があります。愛知県は、請求所払い（見積書払い）を耐震補助事業において採用している愛知県内の自治体に、もっとリスク説明をするべきだと思います。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
27	P31	1 旧耐震基準の取組方針 (5) 耐震化・減災化に係る費用負担軽減施策の展開	<p>ページ28ページの命を守る耐震化の記述は、相乗効果を考えた内容になっていません。どうして、高知県の資料のように安価な工法と精密診断と代理受領制度の3本柱による住宅所有者負担の最適化と愛知県は記入出来ないのか疑問です。愛知県内では、清須市や津島市や東郷町のように、精密診断は導入したが、代理受領制度を導入していない自治体が多数あります。これらの代理受領制度が導入されていない自治体では、低所得者でも、最初に耐震補助額に相当する部分の金額も前もって用意する必要が出てきます。低所得者では、最初の段階で、2百万とか150万を用意できない人もいます。ですから、愛知県は、ページ28ページについては、図表の説明モデルケースとして記入した所有者負担172万から、いきなり89万への約5割減という記述については、代理受領制度を導入している自治体と、代理受領制度を導入していない自治体では結果が違う場合も出てくると追記したほうがよいです。（今の本文の説明では、代理受領を導入していない自治体に対して勘違いを発生させる可能性もあります。）簡単にいうならば、愛知県は、高知県のように、代理受領と精密診断の併用を愛知県内の全市町村の耐震補助金要綱で実現できるように取り組むべきです。</p>	<p>代理受領制度が所有者の一時的な負担軽減になることは思慮されますが、補助申請の件数が増えることとの因果関係が不明瞭ですので、記載は見送らせていただきます。またご指摘のモデルケースについて、代理受領制度活用の有無で、所有者の一時的負担は違いますが、結果は同じになりますので制度活用の有無による書き分けはここでは不要と考えております。</p>
28	P32	1 旧耐震基準の取組方針 (6) 住宅供給公社等による耐震改修支援	<p>特定優良賃貸住宅だけでなく一般の県営住宅の活用もできるようにすべき。</p>	<p>特定優良賃貸住宅法や公営住宅法で整備した住宅については入居できる者の要件が定められております。一方、特定優良賃貸住宅については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第四号にて、計画に位置付けることで仮住居として提供することが可能となっております。</p>

29	P32	2 2000年5月以前の耐震基準の木造住宅の取組方針	<p>ページ32ページの新耐震基準住宅に対する取り組み方針の記述の中に、どうして、愛知県の大村知事が令和7年の愛知県議会で約束された、愛知県の耐震診断の耐震診断補助対象の拡大が明記されていないのかが疑問です。可能でしたら、大村知事が約束された令和8年からは、愛知県の耐震診断補助の対象を平成12年（西暦2千年）まで拡大するという重要な決定も追記を検討してください。参考までに書いておくと、高知県の新しい耐震改修促進計画案（令和8年）の3月までパブリックコメント募集中を見ると、本文の39ページに高知県は令和8年4月からは、耐震診断補助の対象を平成12年5月以前の住宅にまで拡大すると紹介されています。愛知県も、直近の動きを、きちんと書いても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>2000年5月以前の耐震基準の木造住宅に対する取組については新計画に記載しております。</p> <p><新計画抜粋> 2 2000年5月以前の耐震基準の木造住宅の取組方針 (中略) 併せて、耐震性能検証法を実施した結果、「専門家による診断が必要」となった住宅に対しては、無料の耐震診断をはじめとした耐震化・減災化の促進に向けた取組を旧耐震基準の住宅と同様に実施していきます。</p>
----	-----	----------------------------	--	--

4-3 建築物の耐震化及び減災化の促進

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
30	P36	6 その他の取組	<p>減災化のためには耐震改修だけでなく新築でも耐震性の高い建物の普及が必要。耐震性が高い長期優良住宅認定のさらなる普及のため県職員による出前講座や工務店へ県職員が足を運んで長期優良住宅認定住宅を増やすべきである。これは県が責任をもって年度ごとの目標設定をして着実に増やしていくべき。</p> <p>耐震性が高い長期優良住宅認定を受けた住宅に対する県独自の補助金制度を整備すべきだ。</p>	<p>御意見は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の所管部局と共有し、今後の施策の実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

4-4 耐震化及び減災化に向けた環境整備

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
31	P37	1 取組方針 (2) 愛知建築地震災害低減システム研究協議会	<p>愛知建築地震災害低減システム研究協議会に公立大学、私立大学も加えない理由は？</p>	<p>愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、県内の国立3大学が中心となって、県や名古屋市、建築関連団体を構成員として、2005（平成17）年に設立した協議会です。現在では、私立大学の研究者にも参画いただいております。</p>
32	P38	2 人材育成 (1) 耐震改修事業者や地域で耐震化に関するアドバイスができる人材の育成 ③ 地域で耐震化に関するアドバイスができる人材	<p>耐震アドバイザーに行政職員も加えるべきである。</p>	<p>耐震化アドバイザーの取得には建築士の資格要件を設けております。そのため、民間の方の登録が多いですが、行政の登録者もいらっしゃいます。また、取得のための養成講座には聴講枠を設け、行政職員も参加いただいております。</p>

33	P39	<p>2 人材育成 (1) 耐震改修事業者や地域で耐震化に関するアドバイスができる人材の育成 ④ 安価な耐震改修工法を活用できる人材</p>	<p>ページの39ページの安価な工法を活用できる人材の養成に、事業者同士の交流と書いてありますが、それが出来ているのが高知県です。愛知県で、耐震改修業者が事業者交流を活発にしているのは半田市などです。愛知県の半分近い地域で、それが出来ていない理由を作ったのは、愛知県の政策の迷走です。高知県のように、1年間で耐震改修の工事件数が千件を超えないと、ライバルの他業者に教えるような心理的余裕が持てないような業者も出てくるのです。てっとりばやく、安価な工法の普及と人材養成と交流を急上昇させたいならば、1番それを早く実現させる方法は、愛知県が徳島県や和歌山県のように、耐震改修の補助の対象を、西暦2千年(平成12年)にまで早急に拡大させることです。愛知県の耐震改修の補助対象が、グレーゾーンと呼ばれる、西暦2千年にまで拡大されれば、愛知県の耐震改修の補助件数は、東日本大震災が起きた直後のように、簡単に、1年間で、1千5百件を超えるレベルにまで回復すると思います。理由は、安価な工法は、グレーゾーン対応との相乗効果が高いからです。現場での経験が浅い人にとっても、平成のグレーゾーン住宅のほうが安価な工法の提案をしやすいはずで、そこで経験をつめば、昭和の古くて複雑な住宅にも、安価な工法の提案を出来るようになっていくと思います。愛知県は、同じ家でも提案力の差が出てくることを、もっと理解すべきです。安価な工法(低コスト工法)も、種類が多いのだから、経験も大事です。住宅だって、耐震改修の簡単な家と難しい家の両方があります。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
34	P39	<p>3 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発 (1) 所有者やその周囲(子や孫など)に対する普及・啓発の実施 ② 所有者の家族等に対する啓発</p>	<p>どのように情報提供するのか具体的に示してください。また、「訪れる機会がある」は平日の昼間ではほとんどの会えないと思うがどのように解決できるのか示してほしい。本気で戸別訪問をするのであれば、知事、副知事も同行して行うべきである。そうすれば報道されるし、県民への周知がしやすいのではないか？</p>	<p>SNSやDM等による情報提供を強化し、子や孫などへ啓発することを想定しております。</p>
35		<p>3 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発 (1) インターネット等を積極的に活用した普及・啓発の実施 ② パンフレット等の作成</p>	<p>40ページの啓発について、愛知県の耐震化についての関連パンフレットには、耐震改修補助金の代理受領制度は掲載されていない。前回のパブコメでも意見でしたが、高知県や徳島県や石川県のように県が作成するパンフレットにも代理受領制度を掲載しないと知名度は、緩やかな上昇になったままです。愛知県のパンフレットに代理受領制度と書いて無ければ、愛知県の新聞やテレビ局も記者やコメンテーターが理解できないままになると思います。代理受領制度の啓発は、市町村に丸投げでは浸透しきれいていません。このような、パンフレットの作成方針だから、愛知県の市町村の半分が代理受領制度の導入を検討しないような深刻な事態に発展したのではないかと推測します。愛知の今のパンフレットと、高知県の耐震パンフレットでは熱意の差を感じます。</p>	<p>代理受領制度を掲載したパンフレットについては今年度(2025年度)に作成しておりますので、次年度からはこちらも活用しながら啓発に努める予定です。</p>
36	P41	<p>4 地震に強いまちづくり ② 耐震講座等の実施</p>	<p>誰が県民に対して実施するのか明確にすべき。</p>	<p>県職員が県民に対して実施します。</p>
37	P41	<p>5 市町村との連携 ① 耐震化、減災化の取組に対する相談窓口の充実</p>	<p>「専門的な相談に対応できる各分野の専門家」を「県職員を含む専門家」とするべき。県職員も汗をかくべき。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
38	P41	<p>5 市町村との連携 ② 市町村が実施する出前講座等に対する支援</p>	<p>「専門的の派遣」を「県職員を含む専門家」とするべき。県職員も汗をかくべき。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

39	P42	5 市町村との連携 ② 市町村が実施する出前講座等に対する支援	戸別訪問を土日祝や夜間にも行うことを明記すべき。建築職員の多少にかかわらず県建築職員も同行すべき。県が市町村に押しつけ逃げ腰のような内容になっていることはいけない。これでは支援ではなく市町村を下請けとみなしている。	戸別訪問は地域の事情に合わせ実施時間等を調整しております。また、市町村の規模により県職員の同行を選択していません。
40	P42	5 市町村との連携 ④ 行政職員による意見交換、研修会の実施	愛知県の補助金額及び補助率を高知県と同額、道立とすべき。なぜそうしないのか？やる気がないのでは？南海トラフ地震対策では不十分である。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

その他

番号	頁	項目	意見の概要	県の考え方
41		【目次】	参考資料をなぜパブコメに添付しないのか？これでは意味がないのでは？	参考資料は関係法令となり、意見をいただく内容ではないため、添付していません。計画策定時に改めて公表する予定です。
42		—	県民が安心できるように県に減災化に対する顧問（名古屋大学福和名誉教授等）を向かい入れていつおこるかわからない南海トラフ地震への対応のレベルアップを早くしないといけない。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
43		—	違法建築や検査済証が交付されていない建築物の安全対策も盛り込むべき。S56年以降の建築物でもこのような違法建築物等は地震時に危険であるためこれらも放置しないで早急に対応すべきである。これらの安全性はどのように担保されるのでしょうか？形だけの始動のまま放置では災害時に危険である。	御意見は、建築基準法の所管部局と共有し、今後の施策の実施にあたって参考とさせていただきます。
44		—	安価な工法については、低コスト化に結ぶつくと思うが、それは出発が学術論であり、現実には、安価な工法で、値段が下がっている地域と、下がらない地域の2極化が愛知県内でも起きている気がします。愛知県は、物価や人件費の高い東京都が低コスト工法の成果を出すことに苦勞している現実を見るべきです。それから、弥富市のように地盤が弱い地域では、地盤の改良という追加負担の前に、安価な工法の威力が差し引かれる現実も理解すべきだと思います。それから、アメリカと中東のイランとの戦争についても、耐震改修費用の影響が危惧されます。愛知県が、低コスト工法の普及した自治体と思っている田原市においても、現在の物価高の中で、低コスト工法で、適正価格で工事できる業者と、それが出来ない業者の2極化が起きていると推測されます。安価な工法を学習しても、それを見積もりで実現できない業者には、市民も相談しにくいはずで。愛知県内で、耐震工事を、1年間で3件以上受注している人気のある企業は安価な工法を実践できている場合が多いと思うが、逆に、そこまでの対応が出来ない工務店も多いです。愛知県は、工務店に対して、安価な工法の実践について、工務店向けのアンケートを行うことで、安価な工法の導入度合いと、安価な工法が見積りに、どのような影響を与えているのかの現実の把握に努めるべきだと思います。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
45		—	自治体アンケートや新聞報道などでは、耐震改修で負担できる所有者負担が50万までと記入している層の人もいます。今の愛知県は、高知県のように所有者負担が50万以下の人が現実の支払いで多数派になるような展望まで検討していくべきではないでしょうか。それから、ページの28ページでは、都道府県によっては、耐震改修の所有者負担が大きく違っている現実も紹介したほうが良かったのではないのでしょうか。	安価にできれば所有者の改修へのハードルが下がることは把握しており、そのために様々な補助制度、普及啓発に取り組んでいるところです。都道府県ごとの比較については事情が様々であり一概に比較できないことから、ご意見の内容の記述は見送らせていただきます。

46	-	<p>今回の耐震改修促進計画では、過去の人材育成についての反省点が書かれていないのが残念でした。市町村の耐震改修補助金に対する県費の上乗せ投入の条件として、精密診断が義務化されている高知県では、多くの設計者が精密診断を実施できるようです。愛知県は、精密診断は選択肢として導入されていますが、どうして精密診断が出来る人材の養成が遅れたのでしょうか謎です。それから、愛知県は、高知県が精密診断が出来る人材の育成に10年以上前から本格的に取り組んでいる中で、自分たちの県は低コスト工法単独で所有者負担が5割減になるという夢を見ていたのではないのでしょうか。今回の愛知県の耐震改修促進計画では、前回の計画では取り組めなかった内容も盛り込まれていることは評価します。ですが、10年前や5年前に取り組むべきことを、今になって慌ててやっている部分もあります。本当に、多くの設計者に精密診断の勉強に取り組んでほしいならば、愛知県は、グレーゾーンと呼ばれる2千年までに建設された住宅まで耐震改修補助金の対象を早急に拡大したほうが良いのではないのでしょうか。将来に多くの仕事があると想えば、もっと多くの設計者や工務店が精密診断の勉強をしてくれるはずです。</p>	<p>一般診断法及び精密診断法の設計手法にはそれぞれメリット・デメリットがあるため、本県の補助制度のスキームは高知県とは異なっております。そのため、精密診断法も扱える設計者・施工者の養成に取り組んでいるところ です。</p>
47	-	<p>名古屋市などでは、低コスト工法や精密診断や代理受領制度の普及などに努力していると思うが、耐震改修事業者の中に、代理受領制度の活用には協力してくれない事業者もいます。愛知県は、代理受領制度の活用について、県内の工務店や建築士などに丁寧な説明をするべきではないのでしょうか。代理受領制度が利用できないと、工事を開始出来ない低所得者もいます。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>